

令和 3 年 2 月 22 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 石塚 哲士

保健事業補助金支給規程の一部変更について

タキロン健保合併に係る経過措置に関する附則の廃止とデータヘルス事業に係る補助についての条文を追加する。

新旧対照表	
新	旧
(<u>疾病予防事業に係る手続き</u>) 第 3 条	(<u>手続き</u>) 第 3 条
(<u>疾病予防事業に係る補助の精算</u>) 第 4 条	(<u>補助の精算</u>) 第 4 条
(<u>疾病予防事業に係る補助の制限</u>) 第 5 条	(<u>補助の制限</u>) 第 5 条
(<u>体育奨励事業に係る手続き</u>) 第 7 条	(<u>手続き</u>) 第 7 条
(附則) タキロン健康保険組合との合併に係る経過措置 (削る)	(附則) タキロン健康保険組合との合併に係る経過措置 伊藤忠連合健康保険組合との合併（平成 31 年 4 月 1 日付）により消滅したタキロン健康保険組合に加入していた被保険者及び被扶養者について、平成 31 年 3 月 31 日までの期間において、下記の規定に該当する者については、下記の規定に基づく給付を行うものとする。

(短期人間ドック検査の範囲)

第 8 条

(削る)

(補助金)

第 9 条

(削る)

(支給申請手続き)

第 10 条

(削る)

附 則

(施行期日)

(削る)

(データヘルス事業に係る補助の範囲)

第 8 条

事業の別	対象者	実施方法及び補助額
重症化予防プログラム	40歳以上の被保険者の健診結果とレセプトを分析し、血管病や糖尿病腎症等の発症予測を行い高リスクと判定された者	プログラム費用のうち、本人負担額を20,000円とし、本人負担額を除く費用を補助する。
オンライン禁煙プログラム	禁煙外来利用者を除く被保険者	プログラム費用のうち、本人負担額を10,000円とし、本人負担額を除く費用を補助する。

(短期人間ドック検査の範囲)

第 8 条

短期人間ドック検査の範囲は次のとおりとする。
 問診、身体計測、眼科検査、聴力検査、血圧測定、尿検査、便検査、血液検査、胸部X線検査、心電図検査、上部消化管造影検査、腹部超音波検査、※婦人科健診(乳房、子宮)
 ※希望者のみ

(補助金)

第 9 条

補助金を支給する対象者は、40歳以上の被保険者および被扶養者とする。

2. 補助金額は、25,000円とし、同一人につき、同一年度内1回限りとする。

但し、婦人科健診を受診した場合は、3,000円を限度に加算する。

3. 下記に該当する者は、前項の規程を適用せず本項を適用し、補助金額は、

48,600円とする。ただし、支給は、同一人につき同一年度内1回限りとし、被保険者は平成30年9月末日までに、被扶養者は平成31年2月末日までに受診した分のみを対象とする。

一 生年月日が昭和48年4月1日から昭和49年3月31日の間にある被保険者及び被扶養者

二 生年月日が昭和43年4月1日から昭和44年3月31日の間にある被保険者及び被扶養者

三 生年月日が昭和38年4月1日から昭和39年3月31日の間にある被保険者及び被扶養者

(支給申請手続き)

第 10 条

この補助金の支給を受けようとするときは、医療機関が発行する健診結果と領収書または請求書を附して組合へ提出するものとする。

附 則

(施行期日)

本附則は、届出の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(新設)

<p><u>(データヘルス事業に係る手続き)</u> <u>第9条</u> <u>組合の定める書式にて前条のプログラムへの参加申込を行うとともに本人負担額を組合が指定する口座に振込むものとする。</u></p> <p>(附 則) この規程は令和3年4月1日より施行する。</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

以上